

令和5年度日光市キャリア体験・インターンシップ実施要領

1 目的

将来の職業として公務員を目指している学生に、市におけるキャリア体験・インターンシップ（以下「インターンシップ等」という。）の場を提供することにより、職業意識の向上を図るとともに市政に対する理解を深めることを目的とする。

2 実施内容

実施するインターンシップ等は、「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方（文部科学省、厚生労働省、経済産業省令和4年6月13日一部改正）による類型タイプ2（キャリア教育）またはタイプ3（汎用的能力活用型インターンシップ）とする。

（1）対象者

大学院、大学、短期大学、専門学校及び高等学校（以下「大学等」という。）に在学中の学生で、次の項目に該当する者とする。

ア 就職にあたり、公務員を志望している者

イ 日光市政に関心のある者

（2）対象となる職場

「令和5年度日光市インターンシップ等受け入れ部署一覧」に記載の職場を対象とする。ただし、配属希望部署との調整の結果、受入れられない場合がある。

（3）実施期間

インターンシップ等実習生と人事課との調整により決定する。

（4）受入れ人数

配属希望部署と調整のうえ決定する。

（5）募集方法

市のホームページ等にて行なう。

（6）募集期間

隨時、受け付ける。

ただし、インターンシップ等実施希望開始日の3週間前までに、大学等経由で人事課へ申込みを完了する。（受入れの可否にあたっては、受入担当課と協議の上、決定するものとする。）

（7）応募方法

実習を希望する学生は、日光市インターンシップ等エントリーシート（本人記入欄）を記入し、在学する大学等の担当者に提出する。大学等の担当者は、提出されたエントリーシート（学校記入欄）に記入し、人事課に、インターンシップ等実施希望開始日の3週間前までに提出（メール、郵送又は持参）する。

（8）受入れの決定

応募書類をもとに受入れの可否を決定し、決定次第、大学等の代表者に決定通知書（様式第1号）を送付する。なお、受入れが決定した際は、実習が決定した学生（以下実習生という。）に誓約書（様式第2号）の提出を求める。

（9）服務等

ア 実習生は、市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

イ 実習生は、実習中に知り得た個人情報、業務情報を漏らしてはいけない。業務終了後も同様とする。

(10) 実習成果等の報告

ア 実習生は、実習終了後1か月以内に、実習レポート（様式は任意）を在学する大学等の担当者に提出する。

イ 大学等の担当者は、提出されたレポートを人事課に提出（郵送又は持参）する。

(11) 類型の選択について

本人の希望により、類型タイプ2（キャリア教育）またはタイプ3（汎用的能力活用型インターンシップ）を選択することができる。なお、取得した学生情報は採用活動に使用しない。

I キャリア体験（タイプ2）

ア 対象者 (1) のとおり

イ 実施期間 原則4日以内

ウ 実施時期 通年

II インターンシップ（タイプ3）

ア 対象者 学部3年、4年または修士、博士課程に在籍する者

イ 実施期間 5日以上

ウ 実施時期 ①令和5年8月21日（月）から令和5年9月29日（金）、

②令和6年2月1日（木）から令和6年3月15日（金）

※上記期間のうち、実習生の長期休暇期間（夏休み、冬休み、入試休み及び春休み）に限る。ただし、大学の正課（科目として履修する場合）及び博士課程に在籍する者はこの限りではない。

エ 申込期間 ①令和5年7月3日（月）から7月31日（月）

②令和5年12月1日（金）から12月28日（木）

※先着順で日程調整する。

3 その他

(1) 賃金、報酬、手当等の一切を支給しない。

(2) 賠償責任

ア 実習生が自己の責任によって実習期間中に起こした対人・対物の損害については、実習生及び在学する大学等の責任において加入する保険によって弁済する。

イ 実習生が実習中に被った事故・災害（実習生の居住地から実習先の移動を含む。）については、実習生の責任において解決するとともに実習生の加入する保険によって補償する。また、在学する大学等において、傷害・災害保険等必要な保険加入を義務付けることとする。